

事 務 事 業 一 元 化 調 査

関市・武儀郡4町村合併協議会

協議項目	17. 使用料、手数料等の取扱い	協議細目	
調整方針			
項目	参 考 資 料		
先進事例	<p>「岐阜広域合併協議会」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設の規模、実態等を考慮し調整を図るものとする。 2. 手数料については、原則として統一するものとする。ただし、統一の方法については、岐阜市の制度にあわせるものとする。 <p>「中津川市・恵那郡北部町村合併協議会」</p> <p>使用料及び手数料の取扱いについては、新市における住民の一体性の確保を図るとともに住民負担に配慮し、「負担公平性の原則」から次のとおりとする。</p> <p>使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は同種の使用料については可能な限り算定基準等を統一する。また、必要に応じ緩和措置を講ずるものとする。</p> <p>手数料については、原則中津川市の制度に統一する。</p> <p>各使用料・手数料については、社会情勢の変化への対応や負担の公平性の観点から、一定期間ごとに適正な料金の検討を行うものとする。</p> <p>「東濃西部合併協議会」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、合併時に統一に向け調整する。また、新市における住民の一体性の確保及び負担の公平性の原則から、適正な料金のあり方等について、新市において引き続き検討する。 2. 手数料については、3市1町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、合併時に統一に向け調整する。 		